

平成 2 9 年度第 1 回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成 2 9 年 4 月 1 0 日（月）午前 1 0 時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 1 8 階 第二常任委員会会議室

札幌市環境局

１．開　　会

○事務局（向井環境管理担当課長）　おはようございます。

皆さんがおそろいになりましたので、時間前ですが、始めさせていただきたいと思います。

本日は、ご多忙のところ、審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

今回は、新年度の最初の審議会となりますが、会議の開催前に新年度の異動がございましたので、事務局職員から改めてご挨拶をさせていただきます。

○事務局（菅原環境管理担当部長）　環境管理担当部長として、高木の後任で参りました菅原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（向井環境管理担当課長）　環境管理担当課長の向井と申します。引き続きよろしくお願いいたします。

○事務局（北口環境影響評価担当係長）　環境影響評価担当係長の北口でございます。今年度も引き続きよろしくお願いいたします。

○事務局（奥山環境管理係員）　環境管理係の奥山でございます。私は異動で今回が最後となるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○事務局（向井環境管理担当課長）　以上のメンバーで審議会の事務局をよろしくお願いいたします。

それでは、早矢仕会長に会議の進行をよろしくお願いいたします。

２．議　　事

○早矢仕会長　おはようございます。

昨年度に引き続きまして、今年度もよろしくお願いいたします。

ただいまより、平成２９年度第１回札幌市環境影響評価審議会を開始いたします。

では、事務局より、委員の出席状況の報告と配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局（向井環境管理担当課長）　本日は、委員１４名及び専門委員２名の計１６名のうち委員９名、専門委員１名の計１０名の方にご出席をいただいております。以上から、札幌市環境影響評価審議会規則第４条第３項に基づきまして、この会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、次第とその裏面の座席表、委員名簿、資料１としまして、前回の審議について、資料２としまして、技術指針、関係地域概況調査の項目です。ここからは資料３の別表４の案が入ります。まず、技術指針、別表４として、案として、事業別基本項目案１、これは全項目を追加したものです。資料３－２、同じく案の２としまして、放射性物質の行を削除したものになります。詳細は後ほどご説明いたします。次に、資料３－３、案の３になりますが、要因の区分に追加したのものになります。資料３－４、別表４、案の４になり

ますが、放射性物質の行は残したものにになります。続きまして、資料３－５、別表２、環境要素です。資料４、別表５、その手法となっております。これについては、別表３との整合性を図るために入れさせていただいております。

以上ですが、不足資料、落丁などはございませんでしょうか。

○松井副会長 前回、環境省に問い合わせをしていただくようお願いしていたかと思うのですが、それに関する資料などはないのでしょうか。

○事務局（向井環境管理担当課長） 今回、資料としてはご用意しておりませんが、発議がありましたら、ご回答するという形でお願いしたいと思います。

○松井副会長 今いただいた資料ですと、別表の資料がほぼ全てになっておりまして、私が環境省に問い合わせをしていただきたいということでお願いした資料、前回は回答をつけていただいておりますが、技術指針の中では、別表の扱いではなく、全体にかかわることですので、まず、それを審議していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。これは会長にお伺いするほうがいいのかもかもしれません。

○早矢仕会長 そのあたりの資料等につきましては、事務局としてはいかがでしょうか。

○事務局（向井環境管理担当課長） 環境省の見解という形で刷ったものがございまして、ちょっとお時間をいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

進行させていただきたいと思います。

本審議会は公開で開催することとなっておりますので、一般傍聴席を設けております。また、議事の内容についても、議事録を作成し、後日、札幌市の公式ホームページ上で公開することとしております。あらかじめご了承をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは、とりあえず以上でございます。

○早矢仕会長 待っているのも何ですから、審議を始めさせていただきたいと思います。

きょう用意されている議題は、技術指針の改正についてです。

それではまず、資料について、先に事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 私から、前回の審議の概要を説明させていただきます。

まず、資料１をごらんください。

こちらが、前回の審議会場でいただきましたご意見と、審議会後にいただいたご意見の一覧表となっております。上から順番にご説明しますと、内藤委員からレッドリストの作成者について、私どものほうでは環境省、北海道、または札幌市が作成するとしておりましたが、こちらは環境省、北海道及び札幌市とするべきであるというご意見がございました。私どもとしましては、ご意見のとおり修正させていただくこととしました。

同じく、調査期間及び時期について、状況を把握できる程度とすると書かれております。ただ、こちらの部分は状況を把握できる時期及び期間とするとすべきとのご意見がございました。こちら、ご意見のとおり修正させていただきます。

2 番目に、早矢仕会長と近藤委員から動物、植物及び生態系の予測方法について、現在の書き方がわかりにくいと、よりわかりやすい表現にすべきというご意見でございました。こちらにつきましては、資料 4 のとおり表現を修正しましたが、こちらの内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

早矢仕会長から、動物、植物及び生態系の調査手法について、文献調査のみで調査が完了することは想定しにくいと、現地調査を原則とすべきであるというご意見でございました。こちらを受けまして、我々も同じく動物、植物及び生態系については、現地調査を基本とすることにし、文献調査のみでよい場合として、現地調査と同等の調査を行うことができる場合と要件を設けることとしました。こちらについても後ほど説明いたします。

審議会などで、各委員から別表 4 については、複数案を作成して、比較検討ができるようにとのことでしたので、今回、4 案を作成しましたので、こちらからご審議をいただければと思います。

次に、審議会が終わった後の意見として、松井副会長から、放射線の量を評価項目に選定する場合についてでございます。放射性物質が拡散・流出するおそれがない場合も考慮すべきであって、放射線による影響の可能性が相当程度ある場合としてはいかがかというご意見でございました。こちらについても、ご意見のとおり別表 5 を修正したいと考えております。

別表 1 については以上ですが、今回ごらんになってわかりますように、ほとんどが別表 5 のものでございますので、資料の順番が前後しますけれども、続きまして、別表 5 の説明を先にしたいと考えております。お手数ですが、資料 4 をごらんください。

資料 4 の 1 ページ目からです。

2 番目の調査方法の赤い色のところですが、早矢仕会長のご指摘を受けて、原則として現地調査を行うことで直したものでございます。1 番目が現地調査によること、この上の部分から順番を逆にしまして、まず、現地調査をやることにすると、ただし、国等が実施した調査資料、関係法令及び文献を収集、整理・解析する方法により、現地調査と同等の調査方法を行うことができる場合には、その方法によることをしたいと考えております。これは、近隣の土地で複数の事業があり、その生物のデータをお互いに提供してもらえて融通がつく場合を想定しており、そういうときにも必ず現地調査をしなければいけないという省略化を図る観点からどうかと思いますので、入れているものです。ただ、ここで、現地調査と同等の調査になっているのかどうかについては、方法書の段階で審議会の皆様でご審議をいただくことになるかと考えております。

続きまして、黄緑色の部分です。1 番の（1）カです。こちらは、内藤委員からご指摘があった環境省、北海道及び札幌市が作成するレッドデータブック及びレッドリストと修正します。こちらは、動物についても同じものがありますので、同じようにいたします。

次に、上の 5 番です。

調査期間及び時期についてですが、紺色の部分になります。この程度の部分を期間及び

時期と改めるものでございます。こちらについては、ほかの全ての環境要素について同じなのですが、この部分だけ、大気など、ほかの要素については割愛させていただいております。

次に、2 ページになります。

2 番の予測方法、緑色の部分になります。こちらは、早矢仕会長及び近藤委員のご指摘を受けまして表現を直してみたいと思っております。動物、植物、生態系についての予測についてですが、分布や生育状況、生育環境の改変といった直接的影響のほかに、それにより生育環境、生息環境が変化する可能性という間接的影響も見必要があるものでございます。生育・生息環境が変化する可能性については、直接的影響と同じような方法のほかに、既存の知見あるいは類似事例ということで、順番が前後しますが、事例の引用が類似事例で、類似の解析が既存の知見となります。そういうものによっても予測、評価ができるとなっております。

そこで、最終的には、保全の対象になる種、群落、あるいは生育地がどのように変わっていくのかを予測するということになっておりますので、分布及び生育・生息環境の改変の程度のほか、事例の引用または解析により、生育・生息環境が変化する可能性等についても考慮し、保全体質の変化を把握する方法によるものとするしたいと考えております。こちらについては、動物及び生態系についても同じとさせていただきました。

次に、3 ページ目になります。

青色の部分は、この後に述べますが、別表3の概況調査です。大ざっぱに周辺の状況を把握してくださいという調査のときに記載する各種の法令の指定地域などが挙げられているのですが、そのうち別表5の中に該当するものがないというものが幾つかありまして、概況調査で調べてくれと言っているのにここにはないものかと思いましたので、該当する部分を追加するものでございます。こちらは、法律及び条令に基づく生息地と保護区となっており、こちらについては動物と同じでございます。

次に、1 ページをめくっていただきまして、4 ページ、5 ページ目です。動物のところについてですが、2 番の調査方法の赤い部分及び1 番の（カ）の黄緑色の部分及び6 ページ目の予測方法の緑色の部分は既に説明したので、割愛させていただきます。

次に7 ページをごらんください。

7 ページ目の橙色の部分ですが、植物と表現を統一する必要がありまして、本当は前回にこちらもあわせて修正を提案すべきだったのですが、自然環境保全法に基づく保全地域だけではなく、ほかの都道府県資源環境保全地域等も追加することで表現を統一するものでございます。

下のウ、エの青色の部分については、説明をしましたので、割愛させていただきます。

続きまして、9 ページ目です。生態系の部分です。

2 番の調査方法と5 番の調査期間及び時期については、既に説明済みのため割愛させていただきます。10 ページ目の予測方法についても同じです。

次に、11ページの景観のところをごらんください。

エの風致地区については、別表3にあるけれども、ほかにはどこにもないということで、こちらに追加させていただくものです。次の緑色の部分ですが、平成29年4月1日に、都市景観条例の改正条例が施行されたことに伴う変更でございます。名称は札幌市景観条例と「都市」の文字が落ちたほかに、地域ごとの景観まちづくりに関する制度と、ある特定規模以上の建築物についての事前協議制度が導入されているものでございます。

それらのことをここに書き足すと、量が多くなってきますし、さまざまな性質のものがまざっていることから、この機会に区分させていただくことと、各種の法律の規制等に近いものと、それ以外のものという2段に分けることを行いたいと思っております。

まず、(オ)の景観計画についてですが、消してある札幌市の都市景観計画と札幌の景観色70色が該当いたします。これが札幌市全域での景観に関する基準になっており、景観色70色は、その基準のうちの一部という位置づけになっております。ですから、この部分が二つに合わさって景観計画の中に入っております。

(カ)については、景観計画重点区域及び景観まちづくり推進区域、独自の規制が適用される地区のことです。景観計画重点区域は、札幌駅周辺、大通、駅前通など市の中心部付近の4カ所で指定されているものです。これはこれまでもございました。景観まちづくり推進区域というのは、いわゆる地元自治体の地区で景観を独自にやるというときに設定されるもので、こちらが新しく追加されたものです。

次の(キ)は、それらの地区について、地区ごとに適用される基準について名称が書かれています。都市景観形成基準及び地域景観形成基準です。

次に、イのその他の(ア)ですが、景観条例に規定する事前協議の制度が入りましたので、その状況等について記載するものでございます。なお、念のために申し上げますと、このことでこちらの審議会の動きが拘束されるものではなく、それぞれ違う観点から物を見ていますので、お互いに独立に意見を述べるができるものです。事業者は、その両方の意見を見ながら状況を考えていく形になります。イは、もともとあったものをこの場所に位置づけるものでございます。

12ページにつきましては、特に変更事項はございません。

駆け足になりましたが、資料1の前の審議と資料の別表5についての説明は以上でございます。

○早矢仕会長 今ご説明をいただきました資料4の別表5に関しまして、いかがでしょうか。既にご質問をいただいていた方、そうでない方も含めまして、何かありましたらお願いいたします。

近藤委員、何かご指摘された部分がわかりにくいですね。

○近藤委員 ゆっくり時間をとって文章を考えないと、今すぐにどうしろと言うのは難しいと思いますけれども、どうですか。

○早矢仕会長 私も、一生懸命書いていただいたのですが、それでもわかりづらいとは思

うのです。ただ、では、どうしましょうかと言われたときに、ごめんなさい、私もどうしていいというふうに……。

○近藤委員 会長が書いたらどうですか。

○早矢仕会長 ここは、アイデアが何とも出てこなかったもので、できればお助けいただきたいと思っていました。

○近藤委員 この場で文章を考えるのは、ちょっと難しいのではないですか。会長と事務局とで相談しながらいい文章にされて案を出すほうがいいと思います。大体、そうするのではないですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 前にも見せていただいていた関係があるので、もし文章がすぐに難しいのであれば、次の改正の機会とささせていただくということもあるかと思いますが、いかがでしょうか。

○近藤委員 初めの文章では、一体何を言いたいのがよくわかりません。もし言いたいことがわかれば、それに応じた文章ができるかもしれないですけどもね。会長がやったらいいですよ。会長さんのご指摘を受けて修正していますからね。

○早矢仕会長 何分、前回の審議会がすごく前のことになってしまいましたので、皆様の記憶もかなり曖昧だと思うのですが、緑色の部分に関しましては、横に四角で囲ってあるようなことを踏まえて事務局で文章を考えていただいたものです。審議会がこの時期になってしまったのがよくなかったのですけれども、札幌市のほうではちょっと急いでいる状況です。事前に緑で書いたものを既にごらんいただいている前提ですので、この場で変更するというのはいいのですが、ここからさらに時間をとるのは厳しいという状況かと思います。いかがでしょうか。

○近藤委員 僕は会長に一任します。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） ありがとうございます。

○松井副会長 別表5は、札幌市環境影響評価技術指針の中で引用されている表ですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 別表5ですか。

○松井副会長 これは、中に含まれている一部ですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） そうです。

○松井副会長 引用しているところに、例えば、「以下に掲げるものについて、別表5で示す各環境要素の調査手法を参照し」という程度の表現にしかないので、事業者は、わかりにくい部分があっても、参照していただいて、何とか進めていただければいいのではないかというのが私の印象です。

○早矢仕会長 という意見をいただきました。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） ありがとうございます。

○事務局（向井環境管理担当課長） 会長一任というお言葉もありましたので、もう一度、こちらで練らせていただいて、最終的に会長に見ていただいてということでよろしいですか。

○早矢仕会長 時間的によろしいですか。これを、もう一回、事務局と……

○事務局（向井環境管理担当課長） 会長に一任という言葉がありましたので、会長との間で、直す部分がまだあるのであれば、そこら辺を見させていただくということです。

○早矢仕会長 近藤委員、よろしいですか。

○近藤委員 僕が一任と言ったのは、予測のところだけです。あとは知らないです。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） この部分だけで結構でございます。

○早矢仕会長 では、この部分につきましては、再度、事務局と相談をさせていただきますが、一任いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○早矢仕会長 ありがとうございます。

ほかの部分に関しまして、何かありますか。

○小篠委員 景観条例のところですか。景観条例が変わったということで、連動して入ってくるということだと思のですが、具体的には、環境影響評価と景観条例がどういう関係にあって、景観についてのコントロールをしていくのかということについて、ちょっと説明をしていただけませんか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 景観条例と我々の環境影響評価条例との関係ですが、それぞれ見ている部分が若干違いまして、景観条例のほうは、どちらかというところにある風景、景観、近景などの部分をまちづくりの一部として見ていくことを主眼に置いていると聞いております。一方、我々のほうは、そういう部分だけではなく、例えば遠景からの状況や、そういう広い観点から影響回避低減という観点を主として行っているところですか。見ている部分が若干違うと聞いております。ですから、こちらの部分と、先ほども説明させていただきましたが、我々の景観の部分と条例の部分と、我々の環境影響評価条例の部分は形としては独立して意見を述べて、事業者のほうで両者の調整を図る、整合を図る、両方の意見に合ったものをつくっていくというのが基本の形になります。

○小篠委員 今回の景観条例の大きな改正点は、事前協議制度が入ったということですね。市町村の中で事前協議をちゃんとやるというのは、なかなか制度化されていなかったといえますか、札幌市にはなかったことですが、それが別枠で制度化されたということの中で、環境影響評価のルーチンも別枠で回るわけですね。そういったときに、事前協議というものが、どのように環境影響評価のルーチンの結果が例えば事前協議の中に入ってくるのか、あるいは、それは全く別々で、部署が違うからまた別の話でという話で位置づけられているのか、その辺は調整がされているのか、されていないかということをまずお聞きしたいのです。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） お互いの事前協議のタイミング等については、まだ向こうのほうも条例の制度を詳しく受けていないので、これから、別途、事務局側で両者のタイミングを調整していくことになるかと考えています。

この内容については、それぞれの段階で意見が出てきて、それを合わせて1個の計画に

ついて相互に反映していく形になりますので、お互いの二つの意見が合わさったものという形で計画ができ上っていくと考えています。この部分の両者の意見の調整を図るのは、基本的には事業者ということになります。

○小篠委員 今、そこで創世1.1.1区（さんく）をつくっていますが、都心の中で、この指定されている区域の中での整備は、創成川以東も含めて、まだこれからしばらく続くわけですね。そうしたときに、まさにこれが入ってくるということになると思うので、これから具体的に札幌市が抱えていらっしゃるプロジェクトの中で、これが行われる、こちら側の技術指針にもこのように書き込むことについては、当然、それをやっていくのだということで、自分で書いて自分でやるみたいな話になると思って見ていました。そういう意味で、模範を示していただければいいのではないかと考えています。もともと建築の話や都市計画の話と環境影響評価の話というのは、今まで、余りそうリンクしているわけではなく、もっと自然値のところで行われるのかが環境影響評価という感じになっていたと思いますが、それを都心部に持ってくると、まちづくりとか、都市計画とか建築計画のプロジェクトに持ってくるという話は、ある意味、非常に重要なことだと思いますので、文章がどうだという話ではないです。具体的にこれをどう進めていくのかということとどううまく取り組んでいただければいいのではないかとすることを申し上げたかったのです。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） ご指摘をありがとうございます。

そちらに留意しながら、この案件が来たときには対応したいと考えております。

○早矢仕会長 大変重要なお指摘をありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○早矢仕会長 特になければ、次の資料の説明に移ってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○早矢仕会長 では、事務局からお願いします。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 続きまして、資料2をごらんください。

別表3の概況調査について、調査の項目例を説明させていただきます。

こちらは、事業を行うときに周辺の状況を大まかに把握するために、こういうものを調査してはどうかという例として挙げたものでございます。1ページ目については変更ございませんので、2ページ目からをごらんください。

今回、ここの中身については、今までご審議をいただきました別表5の中身と表現を合わせるということと、この中で文言の調整を図るものでございます。

まず、順番に社会的状況の隣にあるのは、環境関係の法律ということで、普通は環境関係の法令という言葉が一般的ですから、法令という言葉に直させていただくものです。

次に、公害の防止に関する法令に基づくという赤いところが2カ所ございますが、一つ目の水質汚濁法防止に基づく部分については、上のところは全て区域の指定状況、指定基準となっていますが、水質汚濁防止法の部分だけ順番が逆になっていますので、この順番

を入れかえて、指定区域の指定状況と規制基準という形に直すものでございます。下の法律のところは、先ほど説明したとおりです。

自然環境の保全に関する法令に基づく区域または地域の指定状況ですが、自然公園法の部分ですが、別表5で自然公園法に基づく自然公園という表現になっていますので、こちらに表現を統一したいと考えております。

ここで、自然公園というものは、今、赤線で消してある国立公園と国定公園のほかに、下のだいたい色の線で消えている都道府県立の自然公園も含まれる言葉ですので、この言葉でみんな一つに含まれてしまいますので、この下の部分が消えるというものです。下の部分も同じです。青色の部分は、今までは、「基づき指定された」と書いてあったのですが、ほかの文化財などの関係で、「指定」ではなくて選定というほかの言葉が使われているものもございますので、「指定」という言葉を消して、「基づく」に直すものでございます。青色の部分は全て共通ですので、以後、説明は割愛させていただきます。

次に、三つ目の自然環境保全法についても、都道府県立自然環境保全地域は、区域は条例で指定されているのですが、根拠自体は法律にございますので、こちらも統合するものでございます。

続きまして、続く都市緑地法から三つの法律については、緑色の部分の区域というのは緑地保全地区ということでも意味が通るということと、ほかのところでの区域という言葉があったりなかったりしているので、今回は統一して削ろうと考えております。

続く二つの法律は、凡例のとおりですので、省略いたします。

最後の一番下の行は、法律の名称が変わりましたので、そちらに合わせる改正です。

次のページの一番上です。北海道の生物の多様性の保全に関する条例に関する区域ですが、こちらは、もともと区域等とあったので、言葉を我々のほうで調べてみましたところ、生息地と保護区は区域の指定があって、この区域内でいろいろと規制がかかるものです。この条例においては、もう一つ区域が指定されるものがあり、指定行為の餌づけなどの部分についての制限も区域が指定されるのですが、こちらについては、アセスの対象になる事業と関連性が低いと思いますので、こちらについては省略させていただいたものでございます。

次の文化財保護法に関する部分は、別表5と整合を図って史跡・名勝・天然記念物などを追加するものです。

次の都市計画法は、文言については、先ほど説明した青色と緑色の部分で、こちらの説明は割愛いたします。

資料2については、以上でございます。

○早矢仕会長 では、ただいまのご説明につきまして、別表3に関してご意見、ご質問はございますでしょうか。

○松井副会長 別表3の一番最初の地域の生活環境にかかわる項目という一番左上の文字ですが、人の健康の保護及び地域を入れるかどうかわかりませんが、生活環境にかかわる

項目とすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 生活環境及び人の健康……

○松井副会長 順番からいくと、人の健康が先です。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 人の健康ですね。

○松井副会長 人の健康の保護及び生活環境にかかわる項目です。地域をどこかに入れるというのはどこでも構わないと思います。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 人の健康の保護及び地域の生活環境にかかわるということですね。ご指摘、ありがとうございます。こちらは、それに合わせて修正いたします。

○近藤委員 これは、自然的状況という大きな枠の中でやるのですよね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 自然的状況というと、どちらかというと動植物のほうがメインのような印象があります。

○近藤委員 人の健康というのは社会的状況のほうに入らないですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 人の健康の保護や生活環境というのは、環境基本法の関係に近いものが入っていますので、そちらがメインということです。社会的状況は、それとは別のものが入っているとご理解いただければと思います。

○近藤委員 結局、どうするのですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） こちらの社会的状況については、このままの言葉にさせていただければありがたいと考えております。

○近藤委員 よくわかりませんが、それならそれでいいです。思った感想を述べただけです。

○松井副会長 今のご質問は、このページの地域の自然的状況にかかわる項目は自然的状況で構わないということだと思うのですが、上半分については、次のページにもありますように、社会的状況に含まれるのではないかとということで、ここの上半分は社会的状況という枠組みの一つとして文言を変える必要があるのではないかとのご意見ですね。私もそう思います。

○近藤委員 水質は自然的環境でもあるし、人の健康にもかかわりますね。

○松井副会長 そうですね。

○近藤委員 今までの例でいけば、どうなのでしょう。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 例えば、水質のように自然環境にも社会環境にも人の健康にもかかわるというものはあることは確かです。同じことを全部に書くというよりも、どこか一つに代表して書いてあるという形だとご理解いただければと思います。

そして、そのときの順番が、ここに書いてある人の健康の保護あるいは生活環境に関する部分で、その次に自然的状況に関する部分で、最後に社会的環境に関するものということで、そういう順番で先に出てきたところに入るものかと思います。

○近藤委員 多分、測定ポイントで、こうであった、こうであったという数値を出すよう

な感じではないですか。それが人の健康にどうかかわるかまで言及するのでしょうか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 概況調査なので、まず先にその数字ですね。測定値あるいは周辺の状況などが把握できているものがあればそれを書くのが最初になります。その後、方法書などでどんどん深掘りしていく形になるとご理解いただきたいです。これは、あくまでも概況調査なので、一番最初にそのようなものを出す前にこういうところを先に調べておいて、それから考えを深めていく形になると思っています。

○近藤委員 例えば、これだけ騒音があるけれども、これは人間にとっての基準以下だとか、そういう騒音レベルの基準みたいなものがありますね。それをチェックするということですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） こちらの場合、騒音ですと、騒音の規制法に基づく届け出があるので、それはこういうところにありますとか、そういうところが最初の状況になります。そこで音がどのくらいあるというのは、次の話になります。

○近藤委員 よくわからないけれども、いいです。

○松井副会長 一番左の自然的状況と社会的状況という1列を削除すればいいのではないですか。少なくとも、公害苦情以下のところは自然状態ではないですね。もともと非常にきれいなところや何もなかったところを調査するのであれば、もしかしたらそれは自然かもしれませんが、調査項目の中には、もう完全に汚染されている場合もございますから、これを自然的状況と区分してしまうのはいかなものかと思います。ですから、区分の一番左の自然的状況・社会的状況という言葉を除いてしまえば、ややこしい話はなくなるのではないかと思います。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 例えば、二つを統合して、地域の状況に係る大項目とするということでしょうか。

○松井副会長 これは、最初から最後まで地域の状況ですね。別表3の状況という区分は必要なのではないでしょうか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） この部分だと、たくさんあるので、この部分を分けるということです。多いですと、区分したらどうかという程度の意味合いですので、特段なくても差し支えはないのです。

○近藤委員 読んでみると、次のページの社会的状況の二つ目です。環境関係、法令にかかわる項目とありますね。その下の自然公園というのは、自然的条件にはならないのですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） あくまでも法律に基づく指定などは、自然的条件が前提になりますが、我々行政なり何なりが指定するので、自然の状況とはちょっと違うと思います。社会的という形で法律の部分については一括してくくらせていただければと思います。

○近藤委員 行政のほうでそのようにしているのだったら、はい、そうですかとなると思います。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 法律の関係がここに並んでいて、そうすると、中には言葉にそぐわないものもあるかもしれないけれども、この部分でグループ分けをさせてもらっているという形です。

○松井副会長 別表3を引用しているところを読みますと、設定した事業案について、別表3を参照し、生息評価に必要となる情報を選択し、事業実施想定区域及びその周囲の自然的・社会的状況を把握することという言葉が入っているがゆえに、自然的と社会的を分ければいけないと、当初、この技術指針をつくられたときに思われたのではないかと思います。別に、必ずしもこれを分ける必要はないし、重なっているのは明らかですから、きれいに分けて表を作成される必要はもはやなくなっているのではないかと考えます。

これは自然的状況、これは社会的状況というようなきれいな区分は不可能ですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） きれいな区分はできないのですが、そうは言っても、全く性質が違うということで、境目がぼやけているかもしれませんが、全く1個でくくられるかという、そこも難しいところかと思えます。この部分のレベルになると、我々としてもぱっとはいえないところですが、確かに、これまで、ほかのアセスの事例などと慣例的に続いているところもありますので、とりあえず、この区分については、自然的と社会的という大区分を統合するのは、今、すぐにはいえないと思います。

中の細かい区分けの部分については、統合しても、できなくはないのですが、逆に性質が違うものが入っているという印象になるところもあると思います。この部分については、統合しても差し支えはないかと思えます。

○早矢仕会長 今の話だと、大もとのというか、一番左はこのままにしたいということですね。1ページ目が自然的状況で、2ページ目に社会的状況が二つに分かれて続いているという状況は変えたくないというご判断といいますか、それが事務局のお考えということでしょうか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 今のところはそうです。

○早矢仕会長 右側は変えてもいいけれども、左の大枠は残しておきたいということですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） そういう状況です。

○早矢仕会長 私も今まで気づかなくて申しわけなかったのですが、自然的状況と書いた横にもう一回、自然的状況にかかわる項目と、生活環境にかかわる項目と分かれていたら、この分かれ方は何なのか、自然的状況の中にさらに自然的状況が含まれるのではないのか、不自然な気がします。今になってで申しわけないのですが、わけがわからなくなってきました。左の大枠に自然的状況と書いてあって、そのすぐ右には自然的状況と生活環境にかかわる項目の二つにまた分かれているわけですね。そこがちょっと複雑には思いますが、左の大枠は残しておきたいのでしたら、もし必要なら、右の小項目といいますか、区分に言葉を足すとか引くとかをするほうが変えやすいといいますか、今、この場で決まるのであればできるという感じでしょうか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長）　そうです。

○早矢仕会長　その上で、最初に松井副会長がおっしゃったように、一番上の地域の生活環境にかかわる項目を、例えば人の健康の保護及び地域の生活環境にかかわる項目と変更してはどうかと解釈させていただいてよろしいですか。

○松井副会長　一番左の自然的状況、社会的状況というのは、概況調査のときにこの二つに分けろという話になっていますか。自然的状況と社会的状況を調査しろということにはなっていますが、章立てのときに、その二つに分けて調査をせよではなく、その次の章立てというか、区分ですね。2列目の区分で順番に書くようになっていたと私は記憶していますが、これは勘違いですか。

少なくとも、大気や騒音などを自然的状況の章に書かれていたとすると、これを読む人は、えっというふうに思うと思います。

○事務局（北口環境影響評価担当係長）　お待ちください。

○事務局（向井環境管理担当課長）　技術指針の中では、今、お手元にはないと思いますが、7ページの先ほど松井副会長がおっしゃったように、別表3を参照し、調査、予測及び評価に必要となる情報を選択し、対象事業、事業区域及びその周辺の自然的・社会的状況を把握することというふうに文章的には出てきます。その後、文書を精査していかなければわからないのですが、次の8ページの中でも、調査内容は選定項目の状況または自然的・社会的状況ということで、項目として紹介をしているような内容が本文中に何カ所か出てくる可能性があります。精査してみないと、大きな影響があるかないかというところがわからないです。

副会長がおっしゃったように、ここは項目例ということで、かなり重複する内容もありますし、これからご紹介します別表4の環境影響評価項目の中では、そこを自然的影響・社会的影響と分けては表現しておりません。確かにおっしゃるとおりだと思いますので、ここを精査するにはお時間をいただきたいと思います。

○松井副会長　要は、削除しても大丈夫かどうかということですね。

○事務局（向井環境管理担当課長）　そうです。

○松井副会長　それは、構わないというか、やむを得ないと思いますが、大丈夫だろうというふうに思います。

○事務局（向井環境管理担当課長）　事務局としては、お時間をいただいて、文章全体を把握してみないと、この場で削除できますとお答えできないのですが、会長、いかがでしょうか。

○早矢仕会長　わかりました。では、持ち帰っていただいて、精査していただいて、その結果をお知らせいただくということでよろしいですか。

○事務局（向井環境管理担当課長）　ありがとうございます。

○早矢仕会長　では、宿題が1点残りましたが、ほかに関して何かございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○早矢仕会長 よろしければ、次の説明に移りたいと思います。

では、次の説明をお願いします。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 次に、資料３の１から５までの別表４、評価項目についての説明に入ります。

座って説明させていただきます。

○松井副会長 別表４の説明をされる前に、先ほどの件をご検討いただいたほうがいいのではないかと思います。

○事務局（向井環境管理担当課長） わかりました。今、事務局でコピーしたものを皆さんにお配りします。ちょっとお時間を下さい。

今、お配りするものは、環境省が技術検討委員会で出されました環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書の中身の４ページです。注釈のところになりますが、そこをコピーしたものと、環境影響評価技術ガイド、放射性物質、平成２７年３月、環境省総合環境政策局環境影響評価課が提示したものがございます。１７ページの部分を抜粋し、コピーさせていただきました。３枚目は、環境省から今回は文書でご回答はいただけなかったのですが、松井副会長から第３回のときにご質問をいただいた内容をお問い合わせしました回答でございます。

まず、４ページと下を書いてあるものが、環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会の報告書になります。

脚注７番の環境影響評価法では、事業の目的に含まれる事業活動に伴う環境影響を対象としており、事故時の環境影響は対象としない。なお書きは省略しますが、こういったことが書かれております。この７番脚注は、本文中（６）の上から３行目、真ん中あたりの供用時における一般環境の放射線量等については、できる限り低減する措置が講じられることが重要ということで解説として入っております。

もう一枚は、環境影響評価技術ガイドです。これは１７ページと下を書いてあるものです。

これは、平成２７年３月に環境省が出したものでございます。下から数えて１０行目、上から３段落目の下の欄になりますが、環境影響評価法では、事業の目的に含まれる事業活動に伴う環境影響を対象としており、供用時の中に事故時の環境影響は含まれないという文言がございます。これにつきまして、副会長からご指摘がありまして、第２回、第３回とこれについて審議をさせていただいたところですが、せんだって松井副会長に環境省からのご回答を説明を申し上げました。その文書がございます。環境省の回答についてでございます。事故時の環境影響評価は対象としないということに対しての環境省の回答でございます。環境影響評価法では、事業活動に伴って生じる影響を環境影響としているとすることで、事業活動については、所管法令や社会通念に照らして判断されるものと認識しているとのことでございました。

なお、原発事故に関しましては、事業活動とは捉えていないとのことであります。

また、バードストライクやロードキルなどは、所管法令や社会通念に照らし事業活動に伴う影響に含まれるとの認識であり、その影響を評価することは問題ないとの見解でございました。

以上が資料の解説でございます。

○早矢仕会長 ご解説をいただきましたが、松井副会長、どういたしましょうか。

○松井副会長 今回の回答におきましても、前回と似たような、前回のほうはもっとひどかったのですが、環境影響評価法では、事業活動に伴って生じる影響を環境影響として評価するということです。これは、環境影響評価法の条文です。それは構わないのですが、原発事故に関して事業活動とは捉えていない、けれども、バードストライク、ロードキルなどは事業活動に伴う影響だということで、それを評価しても問題ないという回答が返ってきています。要は、同じ事故と呼ばれているものでも、環境影響評価の中に含めて構わないという回答ですね。ただし、どうやら環境省は原発事故に関しては入れたくないということです。

実は、経産省は事業活動と捉えていないとは言っていないのです。経産省は原発をアセスすることはまず考えられないので、今、それは考えないと言っています。それにもかかわらず、環境省は、原発事故は事業活動ではない、環境影響評価をしてはいけないと言って、今、4ページと書いてありますが、色づけしてある部分のことを述べておるわけです。環境影響評価法では、間を飛ばしますが、事故時の環境影響は対象としていないと単純に2年前だったと思いますが、この文書を検討会の報告書として上げています。

これだけを読んでも、事故時の環境影響評価をやったらだめなのです。なので、これは事業者に大きな誤解を与え得る文言であり、環境影響評価法を正しく読んでいない、読めていない回答になってしまっていると考えています。前回のときにお配りいただいた環境省回答のちゃんとした文章の日本語を見ていただきましたら、論理的におかしいというところはお気づきいただけると思うのですが、それで私の案ですが、少なくともバードストライクなどの事故は環境影響評価法で対象とすべき事項だと考えています。

それプラス、例えば地盤の悪いところに何か物をつくるとか、それによって環境影響が生じるとか、そういうものも、当然、これまで、環境影響評価審議会で対象としてきております。それから考えると、環境省が事故は含まれないとわずか短い、これだけの言葉で事故を全部やってはいけないかのような文章を書いたのはちょっとこれはまずいということで、技術指針の1ページ、第3の2番目のところです。多分、今はお手持ちではないのでわからないと思いますが、環境要素は別表2のとおりとするということで、多分、この後に別表2の説明をしていただけると思うのですが、そここのところに、なお、必要に応じて事業実施後の事故時の環境影響評価を対象とするという一文を追加していただきたいというのが私の意見です。このままで、環境省の事故時を除くというのが、ひとり歩きされてしまうと、これは環境省が言っているのだからといってやらない事業者が出てくる可能性があります。それを回避するために、札幌市の技術指針ではそうではないということ、

確かに環境省は、電話か何か知りませんが、入れても構わないと言っていますけれども、環境省が公式な文章として出しているのは、4ページのこの2行だけなのです。ですから、札幌市は、その誤解を招かないように技術指針のほうに必要なに応じて含まれる場合があるという一文を入れていただきたい、これが私の意見です。

○事務局（向井環境管理担当課長） 事務局からの意見でよろしいでしょうか。

必要に応じてという言葉ですので、これは大変いいことだと思うのですが、大変恐縮なのですけれども、もう一つ追加していただきますと、社会通念に照らして判断されるようなとか、そういった環境省の言葉も入れさせていただくことは可能でしょうか。

○松井副会長 社会通念というのは極めて曖昧な言葉ですので、社会通念かどうかを判断するのはこの場ですね。

○事務局（向井環境管理担当課長） そうです。

○松井副会長 それを考えると、「必要に応じて」で十分だと思うのですけれども、審議会が必要だと判断すれば指示できる、あるいは事業者が必要だと考えれば自主的に入れていただけるということで、社会通念という文言は逆に入れないほうがいいのではないかと考えます。環境省は、電話か何かでこう言っただけであって、社会通念に照らしてという文言が入っている条文や法令は余りないのではないのですか。社会通念自体が幾らでも変わる得る主観的なものですからね。

○事務局（向井環境管理担当課長） ほかの委員の方々のご意見もお聞きして、この場では回答もなかなか難しいと思いますので、「必要に応じて」という文言を入れて事故時の影響を評価するかしないかをこの審議会の中で決めていただくということですが、ほかの委員のご意見も聞きつつ、その結果を持って、一旦、持ち帰らせていただきたいと思います。

○早矢仕会長 今、ここには別表の資料しかございませんので、口頭でお話しされてもわかりづらいと思います。具体的な技術指針の文章自体を皆様にごらんいただくことが必要かと思います。もし今、この場で議論をするのでしたらです。

短くても、その本体がないと、その文言をどうするという口頭だけでその議論はいかがかと思います。

少し時間をとりますか。11時10分ぐらいまで休憩をとりますか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 11時10分まで休憩とさせていただきます。

○早矢仕会長 では、5分ほど休憩させていただきます。

[休 憩]

○早矢仕会長 皆さんいらっしゃるので、再開いたします。

○事務局（向井環境管理担当課長） 私ども札幌市の考え方ですが、先ほどご紹介いたしましたように、環境省は、事故時の環境影響評価は対象としないということに対して、事

業活動に伴って生じる影響を環境影響評価としております。この事業活動については、法令や社会通念に照らして判断されるものとの認識です。原発事故に関しては入らない、また、バードストライクやロードキルについては、事業活動に伴う影響ということで、これは評価しても構わないだろうという見解は、私どもも環境省のご意見に沿うところでございます。

そして、今回の環境省の回答では、先ほど申し上げましたように、事業活動に含まれるかどうかというところですが、具体的に何が事業活動に含まれるかについては、その時点で審議会の皆様のご意見や社会情勢により判断されるものではないかと思っておりますので、その都度ご判断をいただく形で、この技術指針には事務局としては盛り込む必要はないのではないかという考えでございます。

ですので、今回、審議委員の皆様方のご意見をいただいて、松井副会長のご意見がどのようなものかということを協議していただきたいと思います。

○早矢仕会長 ありがとうございます。

今、この休憩中に、札幌市環境影響評価技術指針の最初の部分をお配りいただいたわけですが、先ほどの松井副会長のご意見としては、第3の計画段階配慮事項の検討、環境影響評価及び事故調査を行うに当たっての基本的事項の2の環境要素は別表2のとおりとするという後になお書きをつけてはどうかということだと思います。恐れ入りますが、もう一度、文案といたしますか、内容をご説明いただければと思います。

○松井副会長 文案としましては、細かな部分のご修正いただいても構わないのですが、例えば、2番のところの環境要素は別表2のとおりとする。これは環境要素がずらっと羅列しているものです。なお、必要に応じて事業実施後の事故等の環境影響も対象とするという文言を追加していただきたいです。

理由は、先ほど申し上げましたが、環境省が環境影響評価法を曲解しているという点が第一です。さらにつけ加えれば、放射線が環境影響評価の対象になったのは原発事故が原因です。それなのに原発事故を対象外にすること自体、環境省はおかしいです。それが社会通念だと思います。それからすると、環境省の言っていることに従う必要はもはやないのではないかと。もともと札幌市の条例ですから、環境省の答申なりに縛られずにつくれる部分があります。もちろん動かせない部分もございます。ここの技術指針については、そういう文言をつけ加えても何ら法律にはひっかからないと私は考えております。

繰り返しますが、追加する文は、なお、必要に応じて事業実施後の事故時の環境影響評価を対象とするという文言です。

○早矢仕会長 今ご説明をいただきましたが、まず、委員の皆様からのご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

資料3-5、別表2、環境要素の区分と書いた1枚の紙が皆さんのお手元にあると思いますが、今の松井副会長のご提案では、特に別表2に新たな変更を加える必要はないのではないかということだと思います。その上で、ご意見、ご質問等がありましたらお願いし

ます。

○森本委員 意見を述べる前に別表４の説明はその後だと思うのですが、別表４は、これに関連してどこに出てくる内容になるのでしょうか。ちょっと関連して理解したいので、今まで配られている資料の中に別表４が引用されている文章がないようです。どういう場面で出てくる内容なのか、あらかじめ知識として欲しいのですが。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 今、ここの変更があった別表にどのような影響があるのかというお問い合わせでございますか。

○森本委員 例えば、技術指針の中に別表４が引用されているのですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 技術指針の中にも別表４は含まれています。

○森本委員 その資料は今は手元にないということですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 別表の文字のあるところ、本文側ですね。

○森本委員 それはないです。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） こちらはないです。

○森本委員 後から言おうと思っていたのですが、準備していただいている資料に不足があって、総合的に考えることがとても難しかったです。ですから、言われてから出してくるのではなくて、審議に必要な資料は事前に準備していただいたほうがありがたかったと思います。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 申しわけございません。

○森本委員 別表２の修正の松井副会長のご意見ですが、私は賛成します。

非常に根本的な解決は難しい中で、妥当な、しかも簡素な代替案を示していただいて、よかったのではないかと思います。経産省の見解と環境省の見解が違っているということも今回初めて知りましたので、すごく勉強になり、ありがたかったと思います。

○早矢仕会長 ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

○小篠委員 黙っていたのは、真っ当なことだなと思っていたからです。全く異論がないです。それを市の条例だから市の自由になる部分があるだろうと。私は、ほかの審議会の仕事をしていると、もっと自由に、札幌市自体がどうしたいのかということに対してはっきり物を言って条例をつくったり、先ほどの景観条例もそうですが、そのようにつくっているのに、余り上級官庁の思惑にとらわれて何かすることは余り経験がないので、ちょっと大変な審議会だなという印象を持っていますが、松井副会長の言われることはもっともだと思います。全く問題はないと思っています。

○早矢仕会長 ほかにいかがでしょう。賛成でも反対でも何でもご自由にお願いできればと思いますが、いかがでしょう。

○佐藤委員 私も、入れること自体は賛成です。

具体的な話ですが、第１、第２、第３、第４と書いてあり、第３に１、２、３、４とあって、４番にうまく入らないかなと思っています。４番は、計画段階ではこういうことを考える、及び、２番目の事業活動の影響評価を考える、第３は、この二つの項目がプラス

され、三つ目に事後調査のことも考えると三つ並列なのかなと読み取りました。この環境影響評価のところに事業活動と事故を含めればいいのではないかと思います。

○早矢仕会長 申しわけありません。今の4というのは、技術指針の……

○佐藤委員 技術指針の第3の1、2、3、4です。「2のとおりとする。なお」にすると、ちょっと具体的過ぎると思いました。

○早矢仕会長 なお書きではなくて、4の……

○佐藤委員 4の環境影響評価の中に事業評価プラス今の事故ですね。バードストライクとロードキルと放射線のことと、松井副会長がおっしゃった地盤が弱いからという具体例を出されていましたが、ほかにもたくさんあると思うのです。それをうまく入れられないかと思っています。4番の計画段階及び環境影響評価の二つでしょうか。その環境エコ評価に事業活動しか入っていない印象を持たれるのが問題だというのが今までの議論の認識だと思ったのですが、それでよろしいでしょうか。

○早矢仕会長 いかがでしょうか。

○松井副会長 4番は、その次に書いてある新たな事情が生じた場合のただし書きなのです。新たに何かあった場合は見直しを行うということなので、私も4番に入らないかと一瞬思ったのですが、4番に入れると新たな事情ではないので、最初の段階で言うておくしかない、そうすると、2番ぐらいしか入らないのかなと判断したところです。

○佐藤委員 わかりました。私も、特に強い気持ちがあって言ったわけではありません。その事故を入れることは賛成です。具体的なことは、ほかのご意見をいただきたいと思います。

○早矢仕会長 ありがとうございます。

お願いします。

○内藤委員 私も、きょうの松井副会長の説明はよく理解できまして、入れることには賛成です。環境省の見解と札幌市の考え方というか表記が異なることについては、それでよろしいのかなと考えます。

○黄委員 私としても、松井副会長の意見に大賛成です。環境省の回答で社会通念と書かれているのですが、この委員会の中では、やはり事故時を入れるべきだという認識が通念ですので、入れさせていただきたいと思います。

以上です。

○早矢仕会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。お願いします。

○藤吉専門委員 私も、松井副会長のご意見に賛成です。

ただ、一つ注意をしなければいけないのは、普通の物質というか、今、バードストライクやほかの事故等の話が出ていましたが、放射性核種というのは、事故時というのがどういことなのかということも考えなければいけなくて、どのぐらい継続しているかということと事故時というのはどういう違いがあるかということが厳密に言うと起こってくるわ

けです。ですから、ここに入れるということは賛成で、そして、なおかつ環境省と経産省の意見が違ふということ札幌市が指摘することは大賛成です。事故時ということに関して、もう少しはっきりと定義というか、もう少し考えが深いのだということがどこかでわかるように踏み込まれているともっといいと思うのですが、これはかなり難しいことだと感じています。

○早矢仕会長 ありがとうございます。

お願いします。

○鈴木委員 今、一番最後にいただいたご意見に私も賛成です。お考え自体には賛成で、かつ、事故という言葉の定義をどこかに記しておかないと、結局、事故はバードストライクにすぎないというように解釈されてしまうと、これまでの議論が全く生かされませんので、定義をどこかに書いておく必要があると思います。

○早矢仕会長 鈴木委員のご意見は、技術指針の中に事故の定義を入れるべきだということでしょうか。

○鈴木委員 それは非常に難しく、ここに書くべきなのか、あるいは別表の下に書くべきなのか、そこは決断しかねております。

○早矢仕会長 もし事務局からこの段階で何かございましたら伺いたいと思います。

○事務局（向井環境管理担当課長） 委員の皆様のご意見、松井副会長のご意見に賛成というのが大半だと思うのですが、事故時をどのように定義するかが大変難しいと思います。さらっと事故時と入れておくということであれば、環境省がこの報告書で入れているような形になりますが、それを含む、含まないというところで環境省と多少意見が変わると思うのですが、私たちは、この事故時をどのように判断するかというのはこの環境影響評価審議会がお決めになることと理解してよろしいでしょうか。

○早矢仕会長 いかがでしょうか。最初に松井副会長がおっしゃってくださったような書き方は、かなり無難といえますか、解釈の余地があり、環境省の方針に真っ向から反対するものにも見えず、非常にいい落としどころではないかと個人的には思いました。そこで、事故の定義を今この審議会の場で明文化するのは時間的にもかなり厳しいのではないかと思います。そこで、これは逃げになってしまうかもしれませんが、その都度、そのときの審議会によっても、解釈が異なる余地を残して構わないのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

確かに、明文化して、原子力発電所の事故というのはバードストライクみたいなものとは違ふのだと。影響の大きさも違ふし、鳥がぶつかって死んでいるのとは人への影響は全然比べものにならないわけですから、それをきっちり違ふのだと書いておきたいという気持ちは皆様共通するかとは思いますが、それをここで明文化するというのは、きょうこの場でということにならないと思うのですが、いかがでしょうか。

松井副会長、いかがでしょうか。

○松井副会長 私も、早矢仕会長の意見に賛成です。余計なことを書かないで、逆に環境

省は非常にシンプルに書いてきているわけですから、同じように書いておくほうがよりわかりやすいのではないかと思います。

○早矢仕会長　いかがでしょうか。

あえてこの技術指針で原子力発電所と限定するのではなく、ただ、必要に応じて原発事故も対象にする余地があるのだということを文書化しておくことで、少なくとも委員の意見としてまとめていけないかと思うのですが、それでお許しいただけないでしょうか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長）　了解いたしました。

○事務局（向井環境管理担当課長）　そうしましたら、松井副会長からいただいた文案を、これも一度、早矢仕会長にごらんいただいて、全員に流しつつという形でよろしいでしょうか。

○早矢仕会長　はい。

○事務局（向井環境管理担当課長）　ありがとうございます。

それでは、次をお願いします。

○事務局（北口環境影響評価担当係長）　別表４の説明になります。

こちらは、それぞれの事業種ごとに丸印がありますが、各環境要素と要素要因という区分、そして、丸印がついています。

これをわかりやすく言いますと、今、この表の一番右上に丸がついていましたが、これは自動車の走行がある、これは道路ができてからです。道路ができてから車が走ると、そこで窒素酸化物に影響が与えられるだろう。だから、そのところは、標準的な場合にはこれを予測、評価のたたき台にしてくださいという表になっています。丸印のついている組み合わせについて、環境影響を予測、評価するものです。

○早矢仕会長　済みません。今は、別表４の環境影響評価の項目をご説明いただいているということでいいですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長）　失礼しました。そういう意味です。

ほかの部分も全部同じで、１９個ある事業種ごとに全部あるのですが、今ここでお諮りいただきたいことは、どちらかというと表の体裁などになりまして、その１の部分だけしか書いてありませんので、あらかじめご了承ください。

次に、これから順番に案１の説明をさせていただきます。

案２と見比べていただきたいと思います。

案２の備考欄ではなく、表の部分です。表の部分が現行の技術指針の内容に近いものです。ここにあるように環境要素のうち、丸印が全くつかないものは、省略して書かれていないことになっています。案１は、全てを書いてみてはどうかとなっているもので、全く丸のついていないものもあります。スペースの都合上、備考欄は後ろになっていまして、１２番の赤いところは松井副会長からご指摘を受けて直したところになっております。このように、全ての環境要素を表に並べるのが案１でございます。

次に、案２をごらんください。

こちらは、現行の部分の基本として、放射線の量については、常にやるわけではありません。放射線による影響の可能性が相当程度ある場合に選定するとされていますので、その旨を備考欄に記載するものです。

次に、案3をごらんください。

こちらは、今のような放射性物資を行う場合を環境要因の区分に追加しておいて、一番下の行になりますが、放射線の量のところには丸印をつけるものでございます。

次に、案4です。

放射線の量については、確かに事業種にかかわらずしたりする場合としない場合がありますので、放射線の量という行は空欄ですが、残しておいて、9番の備考欄になりますが、備考欄のところにどういうときに選定するのかを記載するものでございます。

今のところ、前回の審議会で出てきたのは、この4案でございます。

なお、今、3でついている別表2については、今、この表の部分で案2のように一部しか書いていないと環境要素がわからないのではないかというご意見もあるかと思いましたので、それについては、別に一覧表が用意されているので、そこについて影響がないということの説明のために念のためにつけているものです。

こちらの案のうちのどの体裁がいいのかという点についてご審議をいただきたいと思います。

以上でございます。

○早矢仕会長 ありがとうございます。

何度も繰り返して恐縮ですが、前回の審議会からは相当時間がたっており、そのときの宿題を受けて事務局でまとめていただいたもので、事前にメールで配信されていたのですが、皆様、記憶をたどって思い出していただけたでしょうか。

内容に関しまして、どれがいいとか、ここがわからないでも結構ですので、ご意見、ご質問をお願いできればと思います。

○森本委員 先ほどもお伺いしたのですが、これは技術指針の中でどのように引用されているのか、その文章を教えてください。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 技術指針においては、環境配慮項目あるいは予測、評価を行うべき項目を参考に選定していただいております。つまり、この組み合わせをたたき台にして、事業者が自分たちの個別具体の事情に応じて丸を追加したり、追加しなかったり、そういうのを選んだ上でこの組み合わせについて予測、評価を行いますという意思表示になるとお考えください。そのたたき台です。

○森本委員 わかりました。

○早矢仕会長 いかがでしょうか。

多分、この4案の中のどれを採用するかによって趣旨や内容が大きく異なるというのではなく、割と見た目の問題といたしますか、丸がついていないところまでたくさん並んでいるのが嫌だと思うか、簡潔になっているのがいいと思うか、そうではなくて、何を省略

したかわからないから、それもちゃんと載せておいたほうがいいと思うか、備考欄に書いているのがいいか、こちらに上げているのがいいかとか、どちらかというところとちょっと体裁の問題でもあるのですが、いかがでしょうか。

○近藤委員 どれが見やすいか、わかりやすいかということだと思いますけれども、僕は、皆さん感じ方が違うかもしれませんが、案3が見やすいかと思います。ダイレクトに書いてあるものです。上にも放射線のことを直接書いてあります。放射線による影響の可能性が相当程度ある要因ですね。わかりにくいのですが、結局、要因は事故のことですかね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） こちらで想定しているものは、そもそも避難指示区域のように既に事故が起こって大量の放射性物質が地表に存在するということを想定しております。そのときに、例えば工事などで土が周辺に飛散するとか、そのままホットスポットのような形で残しておいて、その後の事業の性質上、それだと影響が大きいのではないかと、そういう場合を想定しています。

○近藤委員 工事の実施時にですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 先ほど言った原子力災害というよりも、いわゆる事業実施はその場所ですので……

○近藤委員 工事の実施ですからね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 事業実施その場所ですので。

○近藤委員 工事の実施ですからね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 事業を実施する場所、その事業の対象になっているもので、よそから来るというのはアセスの範疇ではないので、既に放射性物質による影響がありそうな状況、うちで想定しているのは避難指示区域が設定されていて、その中で何らかの事業を行うような場合を想定しています。

○近藤委員 これは、工事をするときのアセスではないのですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 今、私どもで思ったのは、工事のときには土の移動等があります。ただ、同じように供用時においても、土が流れるなどが起こることも考えられますので、そちらも踏まえて、念のために供用時にも入れているものです。

○近藤委員 余りよくわからないのですが……。

○事務局（向井環境管理担当課長） 技術指針がお手元があれば一番よかったのですが、前々回ぐらいに技術指針を先生方にお配りしたはずなのですが、この項目については、開発業者がチェックリストとして使うものでして、例えば工業団地の造成にかかわる基本項目とか、水力発電所をつくる時の基本項目とか、それぞれ区分が変わってくるのです。

3の案ですと、必ず赤字の部分が入ってきってしまう形になってしまいまして、基本的には避難指示地域の大規模開発があった場合にこれが考慮すべきチェックリストですよというのが本来ですが、標準でどんどんこのような項目が入ってきってしまう形になります。ですから、目ざわりと言えは目ざわりになってしまいます。

○近藤委員 工事の実施というのは、もう既に放射線がたくさんあるところで工事をするという意味ですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） そういう意味です。

○事務局（向井環境管理担当課長） そういう前提があるかないかというところですが、ほとんど今のところはない状況で、このチェックリストを使わなければならないということで、この項目が常に入ってきてしまうのはどうかなというところがございます。

○早矢仕会長 という補足の説明もありました。たしか前回の審議会でお話をいただいたのは、福島で現実に避難指示区域に風力発電所の施設の計画があつて、その工事の際、そういう場合を想定しているという話がありましたよね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） そのとおりです。

○早矢仕会長 そういう工事のときに影響してくると、だから、札幌市では、現実的には今すぐにそういうものがあるとは想定できないので、ほかの案でいくと備考欄に書いてあったりということになっているのだと思います。

○近藤委員 わかりました。

○事務局（向井環境管理担当課長） 当初、そのようにおつくりしたものをご提示しましたら、もう少し要因のところにあつたらどうかというご意見がありましたので、選択項目として第4案をつくってきたということです。松井副会長からだったと思うのですが、第4案は一番下に放射線量の項目があつて、備考欄にもありますよという形だったと思うのですが、これが放射線というところが、常に目に入りますけれども、要因の区分のところには影響を与えない形になります。

○近藤委員 ちょっと思い出しました。確かに放射線がたくさんあるところはそうしょっちゅうあるものでもないし、工事道路をつくるとか施工ヤードをつくるとか、これは工事に絶対にくっついているものですから、これは要るでしょうけれども、放射線が多いというのは、ほとんどあつてはならないことなので、これは目立たなくてもいいかと思いました。

○早矢仕会長 目立たないというのは、例えばどうでしょうか。備考にするか、それとも4番の……。

○近藤委員 案3のように、上に赤で書かなくてもいいと思いました。

○早矢仕会長 1か2か、4のように項目の下に入っているものもでございます。

案4では、環境要素の区分の最下行に、廃棄物の下に放射線の量という項目が縦には入っているものもあります。案1もですね。

○小篠委員 案1がいいのではないかと思います。どうしてかというと、工事区分と言ったらおかしいですが、何をやるかによって影響評価の項目が変わるということで、この表がその1からずっと続くわけですね。そうしたときに、これは建築基準法の別表もそうなのですが、それぞれのもので項目が変わってくると、本当は何の項目があるのかというのがわからない中で、業者がこれだけやっておけばいいのじゃないかという感じで影響評価書

をつくることは余りよくなくて、本当はこれだけの項目があつて、この工事に関しては、こういうことをやるのであれば評価項目はここまでですとなっているほうがいいと思います。ページ数はたくさん使うことになるのかもしれませんが、実はそのほうがいいと思っています。案１は、放射線の量も一番下の区分に入っているんで、丸がつくのは非常に少ないとは思いますが、実は場所によっては必要なのだと。だけれども、今回あなたのものに対しては、それは含まれないということがわかることが大事なのではないかなと思います。

法令というのは、ただシステムチックに書かれていればいいというものではなくて、それを使う人がちゃんと理解した上で、適正なやり方でやっていただくという教育的な面も非常に多いと思います。そういう意味で言うと、案１が一番よろしいと思います。

○早矢仕会長　ほかにいかがでしょうか。

○森本委員　私も今のご意見に賛成で、案１が一番いいと思っています。技術指針を見ますと、選定の結果を一覧できるように整理して、選定した理由を明らかにしなさいという指導がありまして、そうすると、全体がどういうフォーマットになっているのかということが重要で、どういう過程でこの項目を評価しますという理由がつくはずですので、全体像が見えるような案１がいいと思います。

○早矢仕会長　小篠委員のご説明に対し共感するご意見もありますが、もしそれ以外がいいというご意見があつたらお願いしたいのです。

○内藤委員　案１がいいという考え方は私も同じですが、たまたま前に配られた技術指針を見ていると、例えば水質のところ、ここでは水の濁りという項目が出ていますが、工場の建設やダム建設になると、ほかにも水の有害物質やイオンなど、工事の内容によって項目がすごくふえているものがあるので、その辺も全部書くとなると、漏れがないようしなければいけないと思います。また、新たにその工事ならではの項目が突発的に追加される場合もあると思うので、そういうことに対する注釈も必要になると思いました。

○事務局（北口環境影響評価担当係長）　先ほどのご意見についてですが、確かに、今回、環境要素というのは、別表２で資料３－５にあるように、大気質、騒音、振動、悪臭という左から数えて２列目が全部入っていて、窒素酸化物などは、その細かい内訳という形になっています。

ですので、今回、ここでは水の濁りですが、ここがほかの事業種の状況に応じて確かに増減するところがあります。この部分については、ここまで入れると、見やすさという点から厳しいと思います。今のところ、環境要素の２列目のところが全部入っているものを成して、皆様にお見せしているところです。

○早矢仕会長　内藤委員、今の説明でいいですか。

○内藤委員　はい。

○近藤委員　ちょっと教えていただきたいのですが、別表３と別表４との関連は、どのようなのでしょうか。別表３は、これは調査しなければいけない項目ですね。別表４とどう違う

のでしょうか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 失礼しました。別表3は、あくまでも調査であって、現状はこうなっていますというものがわかればいいのです。ところが、別表4については、この後、この項目について、調査だけではなく、その結果で予測して評価を行って、では、どうするかということまで考えて深掘りしていくところが丸の部分です。

○近藤委員 そうすると、調査で終わるものもあるわけですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 概略的な周りの状況を押さえた結果として、ひょっとしたら、その内容はこの表でもっと詳しくしなければいけないとなれば、この表に臨時で追加することもあるかもしれません。なければ、この調査をした結果としてこの場所では、特に予測、評価をする必要がない、丸印もないから追加をする必要がないとなれば、そこの調査だけで終了ということになります。

○近藤委員 別に分厚いものがあるのかもしれませんが、別表4の調査要因の区分で、例えば水質や大気がありますね。水質は水の濁りだけですね。もっとたくさんの項目が必要ではないかと思います。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 実は、ほかの事業所によって、この部分も細かく分かれていました。事業種ごとに21個あって、それぞれのところで細かく内訳が書かれているところです。今、2列目のところだけがここに全部入っている形です。

○近藤委員 わかりました。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 道路の工事で水の濁りがあるということです。今、ここでは、たまたまそうなっているというだけで、ほかの部分については、この表の中身を変えるわけではなくて、丸印の組み合わせが変わるわけではないので、ほかの表については割愛させていただいております。

○早矢仕会長 今回の別表4に関しては、放射線の量をどう扱うかという審議をお願いされているということで、これが全てということではなくて、ずらっとあるものですが、ここでは代表で一般道路にかかわる基本項目の部分を持ってきていただいているということになります。今、全項目を見て云々と言い出すと、相当大変なことになるのですが、それは事業の種類によってももっと細分化されているものがありますので、今回は、代表的に一般道路にかかわる基本項目を持ってきて、その中でといいますか、放射線に関する部分をどう入れるかということにまずは集中してと思っているのですが、いかがでしょうか。

○近藤委員 よくわかりません。この四つの案の中で、案の3だけがちょっと変わっています。かなり特別な書き方をしているのですが、1と2と4とどこがどう違うのでしょうか、解説してください。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 別表2の備考欄を見比べていただきたいと思います。案の2ですと、8番の放射線の量については、放射線の影響の可能性が相当程度ある場合に選定するものとする書かれていて、案1、案2、案4にございます。案3は、そういう赤い部分がなくて、逆に今、赤字になっているところが、環境要因の区分のどこ

ろに入っているというものとご理解いただきたいと思います。

○近藤委員 それはわかっているのですが、案１と案２がどう違うのか、あるいは案４と、備考のナンバーが違うから、どこか違うのだらうと思うのですが、どこが違うのですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 備考の番号の違いについては、この表の中に説明が必要と思われる用語が幾つか入っているところです。案１の場合、環境要素の区分のところが、今までは全く丸がなくて省略されていて、ほかでは出てこないようなものもここに入ってきますので、例えば、表１でしたら、３番、４番の低周波音とはということで、低周波音や超低周波音はこういうものですよという表の中で説明書きのあったものが追加されていて、そこで番号がずれております。

基本的には、今、赤くなっていないところは、もともとある表とほとんど同じで、別表１のところは、新しく追加されている各項目の説明のうち、技術指針で言及してあるものがそのままコピーされて入ってきています。

○早矢仕会長 私が先ほど放射線に集中してと言ったから余計ややこしくなって申しわけありませんでした。丸のついていない項目も含めてここに載っているか、載っていないかの違いもありまして、それによって備考の数字が変わるといいますか、上がっていない項目については備考もないので、余計にややこしくなりますね。案２に比べて案１は、備考の項目も多いということになっています。

○近藤委員 案１、案２、案４は、調査する評価の項目も違うということですね。調査の項目の違いも含めてどれがいいかということのを……。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 丸のついていないところは、基本的にどの項目も変わりがありません。放射性物質に関するところ以外は全て同じになっています。

案１と案２の違いは、今、上から６行目の悪臭というところが全く真っ白になっています。どこにも丸のつかない行も入っているのが案１です。案２は、一番基本になるこれまでと同じ丸のついていないところだけという形です。次に、案２と案４の違いですが、案２と案４の違いは、案４の一番下の放射線の量についての行が空欄で入っているものでございます。

○早矢仕会長 先ほど小篠委員がおっしゃったように、たとえ丸がついていなくても、項目を出していくことが重要ではないかということで、事業者には、それを全部見ていただいた上でということで、案１を押しておられるわけですね。

○近藤委員 違いが何となくわかりました。では、僕も案１です。

○松井副会長 私も小篠委員の意見が大変いいと思います。そうすると、問題になってくるのは、先ほどおっしゃられたように、水質が水の濁りだけではない、全部挙げていては切りがないということです。環境要素の区分としては、挙がっているのは別表２ですね。実際には、大気質にしても、水質にしても、物すごく量があって、その都度、選ぶという形になっていると思うのです。確かにこのように、３列目に書いてあげると、事業者はわかりやすいというメリットはあるのですが、そのメリットと、事業者が悪臭を選ばなかつ

たということを自覚させる小篠委員が言われたメリットのどちらをとるかだと思うのですよ。要は、3列目を全部抜く、あるいは、もし入れるのであれば全部を書くということです。これは不可能だと思いますので、3列目を抜いてはいかがでしょうか。これはちょっと思い切って意見ですが、さすがにまずいですか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 今、お話をばっと聞いている限り、1個だけのものが多いのはいいのですが、例えば、水質ですと水の濁りと有害物質が出てくるということで対処方法が全然違うという観点がありますので、そういうところをこの表で分けて認識させるという観点もあります。ですから、この3行目を削るというのは、この場での印象で申しわけないのですが、しないほうがいいのかなと思いました。

○事務局（向井環境管理担当課長） これは、方法書をつくるときに、業者があくまでも基本事項ですよということでチェックリストとしてお渡しします。審議会の中で項目が足りないということであれば、それは丸を追加して影響を評価していく形になりますので、ここにはないからといってやらないわけではないです。方法書ができ上がったところで審査をして、足りない部分があれば追加していただくということになりますので、あくまでもこれは基本的なチェックリストであります。

○早矢仕会長 ほかにいかがでしょうか。

○小篠委員 今の松井副会長のご意見と関連する形で、環境要素の区分というのは、例えばその1の表であればこうだとなっているわけです。今議論している水質であれば、一般道路の事業をやる場合には、水の濁りについて評価をなさい、影響について検討なさいというふうになると。だから、ここは変わるということですね。工事の項目によって変わってくるということであれば、ここは例ということになりますね。そう書けばよいのではないかと思います。

たくさん項目が出てくるのをこの表に書けないので、例えば、その4とか、ダムの建設などがあった場合に、その水質の項目は水の濁りではなくて、いろいろな項目に入ってくるので、そこは水質のところにアスタリスクや番号をつけて、備考のところに水質はこういう調査と評価をしなければならぬと書くというのが一番親切な表の作りだと思います。

○事務局（向井環境管理担当課長） 技術指針をお持ちの方は35ページを見ていただくと、水質のところは水の汚れから、水の濁り、水温、富栄養化、溶存酸素量、水素、イオン濃度という項目が、水力発電所にかかわる基本項目として入ってくるのです。これは基本項目であるということです。ただ、今ごらんになっていただいている参考例は道路ですので、とりあえず水の濁りと、先生方から、ほかにも水質はあるではないかというご意見があれば、もちろん入ってくるという内容になります。

○松井副会長 今、一番左上は斜めの線が1本引かれていますね。環境要素の区分というのは、大気質、騒音、振動というのが定義として環境要素の区分になっていると思うのです。その3列目は、今おっしゃられたように具体例ですので、もう一本、斜めのラインを

入れて、「例」と書いておけばいいのではないですか。

○事務局（向井環境管理担当課長） なお、わかりやすいということで、「例」と入れるのはやぶさかではないと思います。それであれば、第1、第2、第3、第4をまず決めていただくということでご審議をいただきたいと思います。

○早矢仕会長 そこに、「例」を入れることが可能ということで、今、案の1と2と4ぐらいになっているのですね。3を含めてもいいですが、多くのご意見は今のところ案1がいいかなということで、「例」を入れることでこれが膨大な量になることが防げるのではないかなということです。3列目を全部上げるのではなく、例えばこれから一般道路、それ以外のものなら3列目は当然変わってくるわけですが、3列目はこの場合だということがわかるようにして、少なくとも2列目は全部載っているということで、案1でどうかということです。いかがでしょうか。

○近藤委員 たくさん載っているほうがいいし、ほかの人もこんな項目を調べなければいけないのだなとわかるほうがいいので、結局、案1がいいのですが、案1の例として、冊子を見たら、もっとたくさんの項目があるわけですか。例えば一般道路は水の濁り以外にもです。

例えば、環境要素の区分で土壌がありますね。案1のところに、土壌とありますね。土壌とは何なのかとってしまうのです。別の資料を見たら、詳しく書いてくれているのですか。土壌は土壌なのですが、土壌の何を見るのだらうと思うと思います。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） こちらは、別表5などの詳しいものを見ることになりますが、この場合は土壌汚染を見る項目になっております。調査の方法や予測、評価の具体的な細かい部分は、別表5である程度指定されていますが、基本的には、そういうものがまず最初という想定でマトリックスの表がつけられています。

ただ、場合によっては、ほかの何かを見る必要があるというご意見が出るかもしれませんが、今のところ、一般的に土壌と書いてあって、想定されるのは土壌汚染となります。その部分については、別表5との関係で突き合わせて見る形になると思います。

○近藤委員 別表5を見れば、もっと詳しい調査をしなければいけないのがわかるということですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 調査項目や予測、評価の手法等が書いてあります。確かに想定しているのは土壌汚染について想定して作成されております。

○松井副会長 丸を打っていないところだけ例はないですから、そこだけ空欄にしておいたらいいのではないのでしょうか。

丸を打っていないところは、悪臭、悪臭、風害、風害というように同じものがリピートされているだけですね。例でもないですから、そこは空欄にさせていただいて、丸の打ってあるところだけ例を載せる形にしておけば、余計な誤解が生じないと思いますが、いかがでしょうか。

近藤委員、どうですかね。

○近藤委員 一般道路はこうですが、またこれとは別に土壌や地盤沈下を詳しく調べなければいけない工事のところはちゃんと書いて、丸をつけて、後ろの別表5を見ながら調査をしていくということでもいいと思います。

例が地盤沈下と書いてあるから、何か変な感じがしませんか。例であればもう少し具体的に書いたほうがいいような気がします。でもどっちでもいいですけどもね。

○事務局（向井環境管理担当課長） 膨大な量になってしまう可能性があります。

○近藤委員 もちろん例だから、たくさんある中の1個か2個でいいはずです。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 例というか、項目という表現がいいのかどうかわかりませんが、こういう項目あるいは再区分という形で表現は考えたいと思います。

○松井副会長 先ほど言いましたが、空欄にしておくというのはいかがですか。

○森本委員 あるいは斜線を引いておくとかですね。

○近藤委員 あってもなくてもいいですが、聞いていくうちに何となくわかってきました。どうせしないのだから、土壌は土壌でもいいのですが、ちょっと変な感じがします。

○森本委員 やはり、おかしいと思います。

○松井副会長 多分、斜線を入れてしまうと、やるなみたいなイメージを与えますから、空欄でいいのではないですか。どうでしょうか。

○早矢仕会長 いかがでしょうか。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 斜線については差し支えございません。

○事務局（向井環境管理担当課長） 空欄にするのは差し支えないですが、結局、こういう議論があって項目自体がなくなってしまったというのが一番最初の技術指針だったと思うのですが、あえて、きょう、そういう項目を抜いてしまったと。

○早矢仕会長 2列目にあるけれども、丸がついていないものの3列目は空白になっている。ほかの部分についてはというか、上の環境要素、影響要因の区分のところ3列目は例だとわかるような表記をすると。そして、そこには2列目に丸のついていないものも並べるので、案1の形態をとると。こういうことでよろしいでしょうか。

強引ですか。いいですか。

それをつけた上で、もう一度、皆様にもごらんいただくということにいたしますか。

○事務局（向井環境管理担当課長） できましたら、会長一任という形にさせていただいて、再度、事務局と案を練らせていただいて、会長のご指示のもとに決定という形にさせていただくと大変ありがたいです。

○早矢仕会長 今まとめた形になるという前提で、そこはお任せいただいてよろしいでしょうか。

○事務局（向井環境管理担当課長） もちろん、でき上りましたものは、皆さんに供覧するという形になると思います。

○早矢仕会長 よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○早矢仕会長 ありがとうございます。

では、基本的には案1で決まったということにさせていただきます。

それでは、これで意見はまとまったということによろしいでしょうか。

そして、ここから技術指針の内容を踏まえた答申をつくるということになっていくわけですね。

○事務局（向井環境管理担当課長） はい。

○早矢仕会長 それでは、本日の意見を反映した文書を作成して、後日、答申とするという形でご提案させていただいてよろしいですか。

○事務局（向井環境管理担当課長） これについても、早矢仕会長に答申を一任するという形によろしいでしょうか。

○早矢仕会長 よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○早矢仕会長 ありがとうございます。

では、事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（向井環境管理担当課長） 早矢仕会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたり、本当にありがとうございました。

今後いただく答申をもとに技術指針を改正いたしまして、その後、規則を改正し、改正条例を6月までには施行させていく予定になっております。

専門委員の藤吉専門委員、本日はご欠席ですが、渡邊専門委員、本当にご尽力いただきまして、まことにありがとうございました。

次回の開催につきましては、現時点では年度末あたりまで予定が入っておりません。時期につきましては、改めて委員の皆様にご都合を伺いながら日程調整をしてまいりたいと思います。

事務局からは以上でございます。

本当にありがとうございました。

以 上